

| NO | 配布先 | 区役名 |
|----|---------|------|
| 1 | 自主防災会会長 | 区長 |
| 2 | 顧問 | 顧問 |
| 3 | 相談役 | 相談役 |
| 4 | 副会長 | 副区長 |
| 5 | 防災部長 | 総務委員 |
| 6 | 渉外部長 | 第4町内 |
| 7 | 記録部長 | 第3町内 |
| 8 | 記録副部長 | 総務委員 |
| 9 | 施設部長 | 第2町内 |
| 10 | 会計部長 | 会計委員 |
| 11 | 監査部長 | 監査委員 |
| 12 | 総務部長 | 第5町内 |
| 13 | 情報部長 | 第6町内 |
| 14 | 避難誘導部長 | 監査委員 |
| 15 | 救出・救護部長 | 第7町内 |
| 16 | 給水・給食部長 | 第8町内 |
| 17 | 消火部長 | 第1町内 |
| | | |

[淀橋区自主防災会]

活動班管理規定

【 第 3 版 】

引継ぎ用

この自主防災会活動班管理規定は、任期満了で、
退任した場合は、後任者引き継ぎをするため、
自主防災会長に返却をお願いします。

淀橋区自主防災会

改訂日 2024年07月15日

制定日 2012年02月13日

淀橋区自主防災会活動班管理規定改訂履歴

| 制定年月日 | 版番号 | | 承認 | 作成 |
|------------------|-------|-----------------------------------|----|----|
| 2012年 02月 13日 | 第 1 版 | 新 設 | | |
| | | | | |
| 改訂年月日 | 版番号 | 改 訂 理 由 | 承認 | 作成 |
| 2019年 01月 15日 | 第 2 版 | 改 訂 | | |
| | | | | |
| 2024年 07月 15日 | 第 3 版 | 改 訂 静岡県地域防災活動マニュアル改訂による | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

淀橋区自主防災会活動班管理規定目次

| | | | |
|-----------------------|----------|--------------------------|----------|
| 【 1 】 本部役員 組織図 | | 【 5 】 救出・救護部の役割 | ----- 16 |
| (災害対策本部) | ----- 1 | 1. 救出・救護部の構成 | ----- 16 |
| 1. 淀橋区自主防災会の | | 2. 救出・救護部 組織図 | ----- 16 |
| 本部役員 (災害対策本部) | ----- 2 | 2-1 救出・救護部 組織図 | ----- 16 |
| 2. 本部 (災害対策本部) の役割 | ----- 2 | 2-2 救出班組織図 | ----- 17 |
| 2-1 平常時の役割 | ----- 2 | 2-3 救護班組織図 | ----- 17 |
| 2-2 災害時の役割 | ----- 4 | 3. 救出班の役割 | ----- 18 |
| 1. 本部 (災害対策本部) の役割 | ----- 4 | 3-1 救出班の平常時の役割 | -----18 |
| 2. 地震が発生した場合の防災活動、 | | 3-2 救出班の災害時の役割 | -----19 |
| 及び災害対応活動 | ----- 4 | 4. 救護班の役割 | -----20 |
| 【 2 】 総務部の役割 | ----- 6 | 4-1 救護班の平常時の役割 | ----- 20 |
| 1. 総務部の構成 | ----- 6 | 4-2 救護班の災害時の役割 | -----21 |
| 2. 総務部 組織図 | ----- 6 | 【 6 】 給水・給食部の役割 | ----- 23 |
| 3. 総務部の役割 | ----- 7 | 1. 給水・給食部の構成 | ----- 23 |
| 3-1 平常時の役割 | ----- 7 | 2. 給水・給食部組織図 | ----- 23 |
| 3-2 災害時の役割 | ----- 7 | 2-1 給水・給食部組織図 | -----23 |
| 【 3 】 情報班の役割 | ----- 9 | 2-3 給食班組織図 | -----24 |
| 1. 情報班の構成 | ----- 9 | 3. 給水・給食部の役割 | -----24 |
| 2. 情報部組織図 | ----- 9 | 3-1給水・給食部の | |
| 3. 情報班の役割 | ----- 10 | 平常時の役割 | -----24 |
| 3-1 平常時の役割 | ----- | 3 2 給水・給食部の | |
| 3-2 災害時の役割 | ----- 11 | 災害時の役割 | -----25 |
| 【 4 】 避難誘導部の役割 | ----- 13 | 3-3 炊き出し (給食) の | |
| 1. 避難誘導部の構成 | ----- 13 | 災害時の役割 | ----- 25 |
| 2. 避難誘導部組織図 | ----- 13 | 【 7 】 消火部の役割 | ----- 27 |
| 3. 避難誘導部の役割 | ----- 13 | 1. 消火部の構成 | ----- 27 |
| 3-1 避難誘導部の | | 2. 消火部の役割 | ----- 27 |
| 平常時の役割 | ----- 14 | 2-1 消火部組織 図 | ----- |
| 3-2 避難誘導部の | | 2-2 第一消火班組織図 | ----- 27 |
| 災害時の役割 | ----- 14 | 2-3 第二消火班組織図 | ----- 28 |
| | | 3. 消火部の役割 | 28 |
| | | 3-1 第一・第二消火班の | |
| | | 平常時の役割 | ----- 29 |
| | | 3-2 第一・第二消火班の | |
| | | 災害時の役割 | ----- 29 |
| | | 【 8 】 自主防災会様式一覧 | 31 |
| | | 【 9 】 活動班管理規定の見直し | 31 |

| 淀橋区自主防災会 活動班管理規定 | | 改訂日 | 24年 01月 15日 | ページ |
|---|--------|-----|-------------|-----|
| | | 作成日 | 12年 02月 13日 | 1 |
| 1. 目的 (1) この「活動班管理規定」は、淀橋区自主防災会活動マニュアルの 定めに基づき制定し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動する。 | | | | |
| 2. 本部役員（災害対策本部）組織図 | | | | |
| 自主防災会 役名 | 区役名 | 氏名 | T E L | |
| 会長 | 区長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 顧問 | 顧問 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 相談役 | 相談役 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 副会長 | 副区長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 防災部長 | 防災委員 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 渉外部長 | 第4町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 記録部長 | 第3町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 記録副部長 | 総務委員 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 施設部長 | 第2町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 会計部長 | 会計委員 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 監査部長 | 監査委員 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 総務部長 | 第5町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 情報部長 | 第6町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 避難誘導部長 | 監査副委員 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 救出・救護部長 | 第7町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 給水・給食部長 | 第8町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |
| 消火部長 | 第1町内会長 | | 固定： | |
| | | | 携帯： | |

【 1 】 本部役員（災害対策本部）

1. 淀橋区自主防災会の本部役員（災害対策本部）

- (1) **平常時**は、「役割分担を決め」、「防災規約、計画の整備」、「防災知識の普及や啓発」、「地域内の防災巡視や防災設備の点検」、及び「防災訓練など災害に対する備えを行い、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、自主防災活動への参加を促すことです。
- (2) **災害時**は、地震をはじめとする災害が発生した場合、自主防災会を統括し、人命の保護、初期消火、被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営、及び迅速に災害対応を行い、早期に平常時の生活を取り戻すための活動です。

2. 本部（災害対策本部）の役割

2 - 1 平常時の役割

- (1) 地域住民への防災知識・対策の普及や啓発。
 - ① 自主防災活動への積極的な参加。
 - ② 自主防災活動への参加となる学習会・講習会・研修会の開催と参加の呼びかけ。
 - ③ 地域防災人材バンクの活用
- (2) 本部（災害対策本部）で用意・保管する備品類
 - ① 机・椅子・防災通信機器・テレビ・ラジオ。
 - ② 非常用発電機・非常用照明器具・固定電話・FAX・コピー機・パソコンなど。
 - ③ ホワイトボード、模造紙、画用紙、サインペン、油性ペン、マーカー、セロテープ、ポストイット、はさみ、カッター、コピー用紙など。
 - ④ 水道・洗面所・トイレなどが近くにあるか。
- (3) 家庭内対策の促進。

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、備えをすることです。

 - ① 地震時の家屋の倒壊や家具類の転倒・落下防止。
 - ② ブロック塀の点検と改善。
 - ③ ガラスの飛散防止；強化ガラスに取替えやガラス飛散防止フィルムを貼る。
 - ④ 出火防止対策。
 - ・ 消火器(蓄圧式10型)やバケツを用意する。
 - ・ ストープは、耐震自動消火装置付きにする。
 - ⑤ 飲料水・食料、及び非常持出品の準備。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

3

(4) 各種台帳の点検・整備。

自主防災会に最低限必要な台帳は、「自主防災会にどのような人がいるか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるか」、「支援を必要とするひとは、どこに何人いるのか」などを把握する。

① 区民名簿の管理・整備（区が毎年、作成する区民名簿を流用する）。

各世帯毎に、世帯主について「**様式 1 : 区民名簿**」を参照する。

② 人材台帳の管理・整備（転入・転出など）

災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を「**様式 2 : 人材台帳**」に記載する。

- ・ **様式 2 : 人材台帳**（現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチュア無線資格者など。

(5) 食料・飲料水の管理・整備。

① 食料・物資、及び避難所運営に必要な備品については、備蓄場所・備蓄品目・備蓄数量などの「**様式 6 : 食料・飲料水備蓄品一覧表**」に記載する。

② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況、賞味期限はよいか、「**年 1 回**」は、点検・管理をする。

(6) 防災用資機材の管理・整備。

① 地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。

② 必要な防災資機材については、防災倉庫・防災資機材品目・数量などを「**様式 7 : 防災資機材一覧表**」に記載する。

③ 防災資機材は揃っているか、保管状況よいか、「**年 1 回**」は、点検する。

(7) 防災訓練（総合訓練・個別訓練）の実施と訓練結果の不備。

「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練、応急訓練」、「避難誘導訓練」「給食・給水訓練」などに取組み、訓練の結果、及び不備事項があるときは改善を図る。

(8) 防災巡視や防災点検。

① 地域内の危険箇所や防災上の問題点をみんなで協議し、改善する必要がある場合は、対策をたてて解決する。

② 地域の災害を受けやすい危険箇所の把握。

（地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流発生危険箇所など）

③ 地域の危険箇所などを周知するための防災マップを作成を行います。

(8) 公的機関・医療機関、への連絡を定める。

「**緊急時連絡先一覧表 : 様式 8**」を作成する。

（市・消防署・警察署・病院・電気関係・ガス関係・水道など）

(9) 救出・救護活動、及び医療機関の連絡などの連絡先を作成する。

「**救急医療用備蓄品一覧表 : 様式 9**」

(10) 避難行動要支援者

- ① 避難行動要支援者は、富士宮市発行の「**避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書**」を利用する。
- ② 避難行動要支援者を広域避難所に避難誘導し、「**様式 5 : 避難行動要支援者台帳**」に記載し、を保管・管理する。

(11) 地域の一次避難所、避難場所などを周知する。

一次避難所、避難場所

| 自主防災会 | 一次避難地 | 広域避難所 |
|------------|-------------|--------------|
| 1・3・4・6 町内 | 淀川中公園 | 富士宮 北高等学校 |
| 2 町内 | 忠正寺 | |
| 8 町内 | ポテト東側駐車場 | 第4中学校 |
| 5・7 町内 | 富士宮第4中学校 正門 | |

2 - 2 災害時の役割

1. 本部（災害対策本部）の役割

本部（災害対策本部）は、地震をはじめとする災害が発生した場合、自主防災会を統括し、迅速かつ的確な災害対応を行う中枢を担うこととする。

2. 地震が発生した場合の防災活動、及び災害対応活動

[災害発生直後]

- (1) 災害対策本部の開設・管理。
本部（災害対策本部）の開設場所は、「**淀橋区民館内**」とする。
- (2) 自主防災会各部に対する災害対応活動の動員指示、要請する。
- (4) 地震などによる大きな災害が発生した場合は、本部（災害対策本部）の構成員は、直ちに淀橋区民館に参集し、本部を開設する。
- (5) 防災倉庫を開錠し、保管する備品類を用意、配置し、非常電源を確保する。
- (6) 夜間の停電時でも照明が確保できるようにする。
- (7) 本部（災害対策本部）の構成員の参集状況を確認する。
- (8) 倒壊した住宅の生き埋めになった人が確認された場合は、救出・救護部に対し救出・救助を指示する。
- (9) 負傷者が発生した場合は、応急救護処置、及び救護所、救急病院までの搬送を指示する。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

5

[災害発生から数時間後]

- (1) 火災が発生した場合は、消火部対し、初期消火を指示する。
- (2) 初期消火が困難となり、炎症火災が予想される場合は、避難誘導部に対し、避難が必要とされる地区の住民の避難誘導を行うように指示する。
- (3) 自主防災会内の被害情報の収集、把握する。
 - ① 自主防災会区内の被害情報の収集・把握し、市対策本部に報告する。
 - ② 区内の被害状況を「**様式 1 : 被害状況報告書**」に記載し、報告する。
- (4) 自宅に住むことが出来ない人は、**避難誘導部と第1避難地**に避難します。
- (5) 避難者が多い場合は、「**広域避難所（北高等学校か第4中学校）**」のグラウンドに避難する。
- (6) 避難者が少ない場合は、淀橋区区民館に避難するか本部と調整する。
- (7) 災害対応活動に係る情報、及び記録の管理・保管する。

区内の避難状況を「**様式 2 : 避難状況報告書**」に記載し、報告する。
- (8) 市対策本部に報告された被害情報を整理…記録し、適正に管理する。
- (9) 災害発生直後の緊急的災害対応が一段落した時点で、避難所運営運営委員と広域避難所の開設するか調整する。
- (10) 総務部は、広域避難所にて避難者の受付と入所手続きを行う。

[災害発生から1日から数日後]

- (1) 市や防災関係団体から受けた各種情報（水や物資の配給概要）や2次災害情報などについて、総務班、情報班を通して区民に伝達する。
- (2) 各班に防犯警備を行う人員を確保して、適宜パトロールを行う。
- (3) 情報班に対し、在宅で生活する住民を把握するように指示する。
- (4) 生活困難な状況が確認された場合は、必要な対策を検討する。
- (5) 市に対して必要な支援を要望する。
- (6) 災害ボランティア、及び各種団体に協力要請する。

[災害発生から1週間から数週間後]

- (1) 使用した防災資機材や消費した防災用品をチェックする。
- (2) 防災倉庫内の在庫状況を記録・管理する。
- (3) 状況に応じて、本部（災害対策本部）を解散する。

【2】 総務部の役割

1. 総務部の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3~4)で構成する。

2. 総務部組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|--------|----|------------|
| 部長 | 第5町内会長 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |
| 班長 | | | 固定： 携帯： |
| 副班長 | | | 固定： 携帯： |
| 班員 | | | 固定： 携帯： |
| | | | |

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

7

3. 総務部の役割

3-1 平常時の役割

- (1) 自主防災会の防災規約、計画の整備作りなどをします。
- (2) 自主防災会の事務局として、自主防災会議の開催や資料作成などを行います。
- (3) 活動部の役割分担を決める。
- (4) 本部施設の計画を設定する。
- (5) テント使用区分を設定する。
- (6) 防災基礎知識の普及や啓発。
- (7) 本部施設、及びテント使用の計画設定
- (8) 各種団体の名簿の管理・整備。
- (9) 区民名簿の管理・整備する（区が毎年、作成する区民名簿を流用する）。
各世帯毎に、世帯主について「**様式 1 : 区民名簿**」を参照する。
- (10) 人材台帳の管理・整備（転入・転出など）
災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を「**様式 2 : 人材台帳**」に記載する。
- (11) 「**様式 5 : 避難行動要支援者台帳**」を整備する。
- (12) 資格・技能を持った人
元消防団員、元警察官、元自衛官、保険師・助産師、看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチュア無線資格者・重機などのオペレーター。
- (13) 防災訓練（総合訓練・個別訓練）の実施と訓練結果の不備の改善。
「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練、応急訓練」、「避難訓練」「給食・給水訓練」などに取組み、訓練の結果、不備事項があるときは改善を図る。
- (14) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。
「**様式 8 : 緊急時連絡先一覧表**」を作成する。
- (15) 「**我が家は、大丈夫!**」の**黄色いハンカチ作戦**の推進。
総合防災訓練（8月）、地域防災訓練（12月）に訓練を実施する。

3-2 災害時の役割

[災害発生直後]

- (1) 地震などによる大きな災害が発生した場合は、総務部の班員は、直ちに淀橋区民館に参集・確認する。
- (2) 災害対策本部の設営・管理、及び事務局として活動する。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

8

- (3) 各活動班に対する災害対応活動の動員指示、要請する。
- (4) 保管する備品類を用意、配置し、非常電源を確保する。
- (5) 夜間の停電時でも照明が確保できるようにする。
- (6) 防災倉庫の開錠を行う。
- (7) 各種団体に協力要請。
- (8) 自主防災会区内の被害情報の収集、把握し、記録する。
- (9) 自主防災会内の警備事項の指示、及び秩序、維持に関すること
- (10) 生活必需品の不足状況の把握、及び調達。
- (11) 区内全体の生活環境の維持安定。
- (12) 他の班に属さない事項の処理。

[災害発生から数時間後]

- (1) 災害対応活動に係る情報、及び記録の作成。
- (2) 市対策本部に報告された被害情報を整理…記録し、適正に管理する。
- (3) 災害発生直後の緊急的災害対応が一段落した時点で、避難所運営運営委員と
広域避難所の開設するか調整する。
- (4) 総務部は、広域避難所にて避難者の受付と入所手続きを行う。
- (5) 災害ボランティアなどの防災関係団体と調整する。

[災害発生から1日から数日後]

- (1) 市や防災関係団体から受けた各種情報（水や物資の配給概要）や
2次災害情報などについて、総務班、情報班を通して区民に伝達する。
- (2) 各班に防犯警備を行う人員を確保して、適宜パトロールを行う。
- (3) 生活困難な状況が確認された場合は、必要な対策を検討する。
- (4) 市に対して必要な支援を要望する。

[災害発生から1週間から数週間後]

- (1) 使用した防災資機材や消費した防災用品をチェックする。
- (2) 防災倉庫内の在庫状況を記録・管理する。
- (3) 状況に応じて、総務部 を解散する。

【3】情報班の役割

区内を中心とした、地域の生活状況、危険地域に関連する情報を収集・把握します。
又、地震をはじめとする災害が起きた場合は、区民の安否、及び被害状況を把握し、
災害対策本部に報告・連絡する。

1. 情報班の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3～4)で構成する。

2. 情報部組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|--------|----|------------|
| 部長 | 第6町内会長 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |
| 班長 | | | 固定： 携帯： |
| 副班長 | | | 固定： 携帯： |
| 班員 | | | 固定： 携帯： |

3. 情報班の役割

3-1 平常時の役割

- (1) 区域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災会の果たす役割が重要です。
- (2) 災害情報の収集・伝達では、本部（災害対策本部）を災害情報の中継点として位置付け、これを通じて市町や消防機関等からの情報を地域住民に伝え、又は逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを収集し、市町や消防機関等に報告するための訓練を行う。
- (3) 市や消防機関等からの情報を地域住民に伝え、又は逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを収集し、市や消防機関等に報告するための訓練を行う。
- (4) 区内を中心とした、地域の生活状況、及び危険地域に関連する情報を収集・把握し、本部（災害対策本部）に報告します。
 - ① 情報収集系統図を作成します。
 - ② 地域地図の備え付けをします。
 - ・ 道路・河川などの線状のもの。
 - ・ 役所・病院・消防署・公園・避難地などの防災施設。
 - ・ 危険な場所(津波や山・がけ崩れなどの危険予想地域)。
 - ・ 住宅密集地、古くからの住宅が多い地域。
 - ・ 防災倉庫、街灯、消火器などの配置。
- (5) 区内の情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効である。
- (6) 区域の被害状況等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となります。
- (7) 区域内の被害状況、災害危険箇所の巡視結果、及び避難の状況等の情報を正確に、かつ迅速に収集する。
- (8) 市や消防機関等の連絡先を作成する。
- (9) 区域住民への情報を伝達を効率よく行うため、あらかじめ伝達経路を定めて置く。
 - ・ 10～20世帯、町内会・班ごとに分割する。
- (10) 各種機関の連絡先を「**様式 8 : 緊急時連絡先一覧表**」に作成します。
 - ① 市町災害対策本部。
 - ② 警察、消防、病院、医院。
 - ③ ライフライン関連機関(水道、電気、ガス、など)。
 - ④ 郵便局、地元マスコミ(新聞社、ラジオ局、テレビ局)。
 - ⑤ 近隣の避難所、地域防災指導員。
 - ⑥ 自治会長(区長)、民生委員、児童委員。
 - ⑦ 身体障害者相談員、知的障害者相談員。
 - ⑧ 市町災害ボランティア本部。

3 - 2 災害時の役割

地震をはじめとする災害が起きた場合、区内住民の安否確認、及び被災状況を把握し、迅速、かつ正確に報告・連絡する役割を担う。

地域の情報を効率よく、かつ、漏れのないように行き渡らせる必要があります。

[発災直後から数時間後]

- (1) 災害発生直後、班員は、直ちに区内住民の被災状況を把握する。
- (2) 並行して、安否確認（我が家は、大丈夫！の黄色いハンカチ）をする。
- (3) 火災が発生し、初期消火を行う必要がある場合は、初期消火を担う班員などを呼び出し、初期消火を応援する。
- (4) 延焼火災の発生などで、区民を避難させる可能性がでた場合は、区内の避難誘導を担う班員などを呼び出し、避難誘導を応援する。
- (5) 負傷者がいた場合で、本人、又は家族での応急救護ができない場合は、応急救護を担う班員などを呼び出し、応急救護活動を応援する。
- (6) 建物などの倒壊による生き埋めが確認された場合。
班員などを呼び出し、救出活動を応援する。
- (7) 緊急を要する事態に一定の対応の目途が立ったら、区民の安否確認の状況と区内の被災状況を災害対策本部に報告する。
- (8) 区内の情報を把握し、整理、記録する。
(区長・自主防災会会長・町内会長・班長・民生児童委員・児童委員・町内会長・班長など)
- (9) 本部や救護所、広域避難所の解説状況の情報を収集し。区民に伝達する
- (8) 富士宮市貸与の「**デジタル簡易無線機**」で、災害対策本部、及び市指定の広域避難所への報告などを行う。
- (9) 区域住民から収集した情報は、「**淀橋区無線機(トランシーバー)**」共有するとともに地域ごとに整理し、災害対策本部へ報告する。
 - ・ 現場の住所、状況。
 - ・ 現在の措置、通報者。
 - ・ 負傷者の有無と程度。
 - ・ 避難所における避難者数、避難状況。
- (10) 区域住民にも整理した情報を伝達する。
- (11) 災害発生時に「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得る。
(区長・自主防災会会長・町内会長・班長・民生児童委員・児童委員・町内会長・班長など)

[発災1日から数日後]

(1) 情報収集・伝達活動

① 区内の被害状況や火災の発生状況を正確に市町・消防機関・災害対策本部に伝えるとともに、公的防災機関から出される災害情報を住民に伝達する。

② 伝達すべき情報は、「建物、道路、及び橋などの被害状況、火災、がけ崩れなどの被害状況、電気・ガス・水道・電話などの復旧見通しなど」。

(2) 富士宮市貸与の「**デジタル簡易無線機**」で、災害対策本部、及び市指定の広域避難所への報告などを行う。

(3) 区域住民から収集した情報は、「**淀橋区無線機(トランシーバー)**」共有するとともに地域ごとに整理し、災害対策本部へ報告する。

(4) 区民住民の安否確認の情報をとりまとめ、適宜、公開・公表する。

「黄色ハンカチでの確認」

(5) 区内でデマが発生している場合は、区民のデマの防止、及び正確な情報を伝達する。

(6) 区内住民への情報伝達

① 区内での情報伝達は、原則として文字情報(貼り紙など)を用います。

② 掲示板に無秩序に情報が掲載されることを防ぐために、掲示板に掲載する情報は、情報班が受け、管理します。

(7) 災害対策本部(区民館)の入口など、区民住民が目につきやすい位置に掲示板を設置します。

- ・ 最新情報、行政(県・市町)からのお知らせ、復興情報など。
- ・ 生活情報(風呂、給水車、ライフライン復旧状況など)。
- ・ 交通情報(鉄道復旧状況、交通規制など)。
- ・ その他(行方不明者の搜索)。

(8) 区民には、定期的に掲示板を見るように呼びかける。

[発災1週間から数週間後]

(1) 災害対策本部、区民との情報連絡、及び自主防災会と調整をする。

(2) 広域避難所との情報連絡、及び自主防災会と調整をする。

【4】避難誘導部の役割

避難誘導班は、自主防災会内において、地震をはじめとする災害が起こり、区内において、緊急に避難する必要があると判断、又は予測された場合、避難を要する区民を安全な場所に避難させる。

又、必要に応じて「**避難行動要支援者**」の避難を支援する。

1. 避難誘導部の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3~4)で構成する。

2. 避難誘導部組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|------|----|------------|
| 部長 | 監査委員 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |
| 班長 | | | 固定： 携帯： |
| 副班長 | | | 固定： 携帯： |
| 班員 | | | 固定： 携帯： |

3. 避難誘導部の役割

3 - 1 避難誘導部の平常時の役割

- (1) 区内の一次避難所、及び広域避難所などの安全点検、及び標識点検をする。

| 自主防災会 | 一次避難地 | 広域避難所 |
|------------|--------------|--------------|
| 1・3・4・6 町内 | 淀川中公園 | 富士宮 北高等学校 |
| 2 町内 | 忠正寺 | |
| 8 町内 | ポテト東駐車場 | |
| 5・7 町内 | 富士宮 第4中学校 正門 | 第4中学校 |

- (2) 避難訓練の実施。
 (3) 安全な避難経路・避難時間を調査し、区民に周知する。
 (淀川中公園・忠正寺・ポテト駐車場…第4中学校)
 (4) 避難のルールを区民に周知する。
 (5) 避難誘導班の班員は、区民の第2避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)
 への避難誘導の役割分担を決めておく。

3 - 2 避難誘導部の災害時の役割

[災害発災直後]

- (1) 地震などによる規模の大きな災害が発生した場合、班員は直ちに周辺の被災状況を把握し、火災やガス漏れないか確認する。
 (2) 大雨洪水による浸水の場合は、市から発表される避難情報に従う。
 (3) 区内の住民が不確実な情報で不安を抱いている場合は、冷静に対応する。
 (4) 延焼火災が懸念され、付近の住民を避難させる場合は、避難住民に避難を指示する。
 (5) 一次避難地に避難を開始する場合は、率先して住民の避難を先導する。
 (6) 区民が安全な場所に(最寄の駐車場、空き地)避難し、事態の状況によって、一次避難地、及び広域避難所に移動し、人員点呼すると。
 (7) 避難する必要のない人は、一次避難地、及び広域避難所には行かない。
 (8) 「**避難行動要支援者**」の避難を支援する。

[発災直後から数時間後]

- (1) 「**避難行動要支援者**」の安否確認し、避難誘導します。
避難行動要支援者： 高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・傷病者・外国人と
いった災害時に自力で避難することが困難な人]
- (2) 「**避難行動要支援者**」の安否確認、避難支援などが確実に出来るようにする。
- (3) 避難を指示する場合は、**広域避難所**（富士宮北高等学校・第4中学校）の
どちらかに避難するかを周知する。
- (4) 一次避難地（自宅）から、「**避難行動要支援者の広域避難所**」への
輸送を行う。（町内会長・避難誘導班・班長）
- (5) 「**広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）**」に
「避難行動要支援者」を確実に、避難誘導し、広域避難所の
「様式 11：避難行動要支援者台帳」に記載し、報告する。
- (7) 広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）の「**避難所運営委員会**」に
「**様式 11：避難行動要支援者台帳**」を報告する。
- (8) 避難誘導部、下記の行動をして下さい。
 - ① 各班毎に全戸に声をかけ、安否確認をしてください。
 - ② 怪我をしている人は、応急処置後、医療機関へ搬送してください。
 - ③ 自宅に住むことが出来ない人は、避難誘導班が第1避難地に避難誘導します。
 - ④ 自宅の被害が少なく避難の必要が無い人は、自主防災の役員に連絡の上、
自宅に帰宅します。（避難所に入る人は、その場に残る）
- (9) 「**我が家は、大丈夫!**」の**黄色いハンカチ**で安否確認する。
- (10) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)に到着(グラウンド)しましたら、
地区別・班別に人員点呼、安否確認する。
- (11) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)に到着しても、施設の
安全確認がなされ、避難所として開設されるまでは、施設(校舎)内には
入れません。

[発災から1日から数日後]

- (1) 延焼火災や2次的災害は、しばらくしてから発生する可能性があるため
しばらくは、発災直後と同様の避難誘導ができるよう地域の状況を見守る。

[発災から1週間から数週間後]

- (1) いずれの事態にも対処できるよう避難誘導を心がけておく。

【5】救出・救護部の役割

- (1) 地震をはじめとする災害が起こり、区内において建物などの倒壊などによる生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出・救護が必要な事態が生ずる。
- (2) 救出・救護部としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を救出用(防災用)資機材を使用して救出にあたる。
- (3) 負傷者が発生した場合は、救出し、救護所、又は救急病院まで搬送する役割を担うこととする。
- (4) 災害発生時の防災活動、災害対応活動
 - ① 建物の倒壊による生き埋め者の確認
 - ② 救出・救護のための資機材・防災用品の調達、管理。
 - ③ 生き埋め者の救出。

1. 救出・救護部の構成

救出・救護部は、**部長(1名)副部長(2名)**のほか、

- (1) 「**救出班**」の班長(1名)、副班長(1名)、班員(5名～6名)
 - (2) 「**救護班**」の班長(1名)、副班長(1名)、班員(5名～6名)
- で構成する。

2. 救出・救護部組織図

2-1 救出・救護部組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|--------|----|------------|
| 部長 | 第7町内会長 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |

| | | | |
|-----------------------------|-----|-------------|-----|
| 淀橋区自主防災会 活動班管理規定 | 改訂日 | 24年 01月 15日 | ページ |
| | 作成日 | 12年 02月 13日 | 17 |

2 - 2 救出班組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|-----|----|--------------|
| 班長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 副班長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |

2 - 3 救護班組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|-----|----|--------------|
| 班長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 副班長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班員 | | | 固定 : 携帯 : |

| |
|--|
| |
|--|

3. 救出班の役割

3-1 救出班の平常時の役割

- (1) 負傷者の応急手当の方法、救護所への連絡の方法などについて習熟する。
- (2) 応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことです。
 - ① 患部に触れるものは、清潔であること。
 - ② 感染による二次災害がないように注意する。
 - ③ 骨折している場合は、触らない、元に戻そうとしない。
- (3) 負傷者の搬送方法などについて習熟する。
- (4) 救出・救護訓練では、専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から、救護の専門医に参加してもらい、指導を受けるようにします。
- (5) 想定される救出・救護訓練の実施計画と時期、及び回数など。
- (6) 負傷者の搬送車両の契約。
- (7) 防災知識の普及、啓発事項、方法、実施時期などを定める。
- (8) 救出用（防災用）資機材の調達と整備。
 - ① 地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をする。
 - ② 必要な防災資機材については、防災倉庫・防災資機材品目・数量などを「様式 7：防災資機材一覧表」に記載する。
 - ③ 防災資機材は揃っているか、保管状況よいか、「年1回」は、点検・管理をする。
- (7) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。
「様式 8：緊急時連絡先一覧表」を作成する。
- (8) 心臓病患者に対する「AEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）」を出来るように訓練する。
- (9) クラッシュ症候群は、長時間（おおむね2時間以上）、応急救護の知識。
詳細は、「自主防災会活動マニュアル」のクラッシュ症候群（ページ 24）に示す。
- (10) 建物の倒壊による救出・救護訓練、応急訓練。
 - ① 生き埋め者が確認できた場合は、直ちに救出する。
 - ② 防災倉庫の救出用防災資機材を調達する。
はしご、ロープ、エンジンカッターなどの救出用資機材の使用方法などについて、対応可能な救出訓練を実施する。
- (11) 救出に使用する防災資機材で二次被害（負傷者）がないように注意する。
- (12) 救護所の設営・管理。

3 - 2 救出班の災害時の役割

[発災直後から数時間後]

- (1) 地震など大きな災害が発生した場合、救出班は直ちに周辺の被災状況を把握する。
- (2) 救出班は周辺の被災状況を確認の上、災害対策本部に参集する。
- (2) 建物の倒壊などによる生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出する。
- (3) 建物などの倒壊による生き埋め者の応急処置をする。
- (4) 負傷者が発生した場合は、救出し、救護所、又は救急病院まで搬送する。
- (5) 負傷者や病人の搬送を応急担架で搬送する場合は、患者の頭を進行方向に対して後部にする。
- (6) 救出作業と同時に担架などの搬送手段を確保する。
- (5) 安否確認は、「**我が家は大丈夫！黄色ハンカチ作戦**」でも確認する。
- (6) **クラッシュ症候群**の可能性のある者には、症状を悪化を防止するために救護班を同行させ飲料水を沢山摂取させる。
- (7) 救出・救助の状況を災害対策本部に報告する。
- (8) 出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。
- (9) **クラッシュ症候群（挫滅症候群）は、長時間（おおむね2時間以上）、がれきなどの重いものに腰・腕・太ももなどが挟まれ、その後圧迫から解放され、意識がはっきりしていても、血液循環の現象により起こり死亡することもある。**
 - ① 水分を摂取させる。
 - ② 人工透析のできる病院に搬送する。
- (10) **心臓停止患者が発生した場合**

迅速に **AED（自動体外式除細動器）** を使用して救命に当たる。
- (11) AED（自動体外式除細動器）がない場合は、心臓マッサージ（胸部圧迫）を行う。
- (12) **スタート式トリアージを行う。**
 - ① 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
 - ② 「トリアージ」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。
 - ③ **負傷者が、多数発生した場合に、負傷者の重傷度と緊急度によって、判定結果を「4色のカード（黒・赤・黄・緑）」で表示し、治療や搬送先の順位を決定する。**

[発災から1日 ～ 数日後]

- (1) 生き埋め者については、**発災後3日間**が生存期間であるために、救出は、**3日間以内**に実施できるよう尽力する。
- (2) 新たに生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出し、同行した救護班に
応急手当をしてもらい救護所、又は救急病院まで搬送する。
- (3) 災害対策本部に人身被害の把握・報告を行う。
- (4) 伝染病防止対策をする。
- (5) 病院との連絡、傷病者収容・搬送する。
- (6) 人工透析患者が通院先の医療機関で透析できない場合の対処方法を支援する。
- (7) 使用した救急用品の管理・補給を行う。
- (8) 防災倉庫を開放し、救出に使用する防災資機材を準備する。

[発災1週間から数週間後]

- (1) 救助班を応援し、病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。
- (2) 使用した救出用防災資機材の管理をする。

4. 救護班の役割

4 - 1 救護班の平常時の役割

- (1) 救護所の設営計画の作成。
- (2) 災害時の応急救護や救出・救護に活用できる資格・技能(看護師経験者)を
持った人材を「**様式 4 : 人材台帳**」に記載する。
- (3) 区内医院と収容協定。
- (4) 応急救護・手当の訓練や衛生知識の普及と実施計画。
 - ① 正しい知識、技術を習得するための救急法について、消防機関の指導を受ける。
 - ② **クラッシュ症候群**の可能性のある者の、応急手当や衛生知識の普及。
詳細は、**自主防災会活動マニュアル**のクラッシュ症候群（ページ 24）に示す。
- (5) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。
「**様式 8 : 緊急時連絡先一覧表**」を作成する。
- (6) 心臓病患者に対する「**AEDや胸部圧迫(心臓マッサージ)**」を出来る
ように訓練する。

(5) 救急医療用品の調達と整備

- ① 地域の実情に応じて、必要な救急医療用品を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。

「様式 6 : 食料・飲料水・救急医療用備蓄品一覧表」に記載する。

- ② 救急医療用品は揃っているか、保管状況よいか、「年1回」は、点検・管理をする。

4 - 2 救護班の災害時の役割

[発災直後]

- (1) 大きな災害が発生した場合、救護班は直ちに災害対策本部に参集する。
- (2) できる限り、救護班に同行し、負傷者・火傷者の応急手当、及び病人を救護する。
- (4) 負傷者・火傷者・病人は、指定の救護病院まで搬送する。
- (3) 負傷者・火傷者・病人は、救出班と救護所までの搬送と人数の把握。
- (5) 救護所の設営・管理。
- (6) 「クラッシュ症候群」の可能性のある者には、症状を悪化を防止するために飲料水を沢山摂取させ、出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。
詳細は、自主防災会活動マニュアルのクラッシュ症候群（ページ 24）に示す。
- (7) 出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。
- (8) **クラッシュ症候群（挫減症候群）は、長時間（おおむね2時間以上）、がれきなどの重いものに腰・腕・太ももなどが挟まれ、その後圧迫から解放され、意識がはっきりしていても、血液循環の現象により起こり死亡することもある。**
- ① 水分を摂取させる。
- ② 人工透析のできる病院に搬送する。
- (9) **心臓停止患者が発生した場合**
迅速に **AED（自動体外式除細動器）** を使用して救命に当たる。
なお、AED（自動体外式除細動器）がない場合は、**心臓マッサージ**（胸部圧迫）を行う。
- (10) **救護班とスタート式トリアージを行う。**
- ① 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
- ② 「トリアージ」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。
- (11) 病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

22

[発災直後 ～ 数時間後]

- (1) 新たに生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出班に同行し、応急手当をする。
- (2) 応急手当と同時並行で担架などの搬送手段を確保する。
- (3) 使用した救急医療用品の管理と補給を行う。
- (4) 災害対策本部に負傷者・火傷者・病人の把握・報告を行う。
- (5) 病院との連絡、傷病者応急手当・収容に同行し、サポートする。
- (6) 地域の医者や看護婦と連絡をとり、伝染病防止対策をする。
- (7) 病気の症状が悪化した者に対する救護所、及び救護病院への搬送を行う。
- (8) 心臓病患者に対する「**AEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）**」を出来るようにする。

[発災1日 ～ 数日後]

- (1) 新たな負傷者などの救護・搬送を視野にいれ待機する。
- (2) 地域の医師や看護師と連絡をとっておく。
- (3) 使用した救急医療用品の管理と補給を行う。

[発災1週間 ～ 数週間後]

- ① 病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。。
- ② 医薬品の在庫管理や調達などを行う。

【6】給水・給食部の役割

自主防災会内としては、安心・安全な生活支援として、食料・飲料水を被災した区民に配給するとともに、区内の生活環境の維持・安定を図る役割を担うこととする。

1. 給水・給食部の構成

給水・給食部は、部長（1名）副部長（1名のほか、

- ・「給水班」の副部長（1名）、班長（1名）、副班長（1名）、班員（3名～4名）。
- ・「給食班」の副部長（1名）、班長（1名）、副班長（1名）、班員（3名～4名）。

2. 給水・給食部組織図

2-1 給水・給食部組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|--------|----|------------|
| 部長 | 第8町内会長 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |

2-2 給水班組織図

| | | | |
|-----|--|--|------------|
| 班長 | | | 固定： 携帯： |
| 副班長 | | | 固定： 携帯： |
| 班員 | | | 固定： 携帯： |

| | | | |
|-----------------------------|-----|-------------|-----|
| 淀橋区自主防災会 活動班管理規定 | 改訂日 | 24年 01月 15日 | ページ |
| | 作成日 | 12年 02月 13日 | 24 |

2-3 給食班組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|-----|----|--------------|
| 班 長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 副 班 長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |

3. 給水・給食部の役割

3-1 給水・給食部の平常時の役割

- (1) 災害時の給水・給食は、自主防災会内において活用できる資格・技能(調理士・栄養士)を持った人材を「様式 4 : 人材台帳」に記載する。
- (2) 備蓄食料・飲料水の整備・管理
 - ① 区内の実情に応じて、必要な食料・飲料水を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。
「様式 6 : 食料・飲料水・救急医療用備蓄品一覧表」に記載する。
 - ② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況よいか、賞味期限は過ぎていないか
「年 1 回」は、点検・管理をする。
 - ③ 食料・飲料水の補給計画の作成
- (3) 炊き出し(給食)に必要な什器・食器類を準備する。
品目・数量などを「様式 7 : 防災資機材一覧表」で「年 1 回」は確認する。
 - ① 燃料 : 薪、カセットコンロ、プロパンガスなど
 - ② 調理器具 : なべ、フライパン、炊飯器など
 - ③ 調理用具 : 包丁、まな板、おたま、菜箸など
 - ④ 食器 : 皿、深皿、割り箸、スプーンなど

- (4) 在宅者で生活必需品に困窮する区民への支援。
- (5) 炊飯装置、濾過装置などの使用に限られた資機材を有効に活用し、て食料や飲料水を確保する方法、技術を習得する。
- (6) 食料や飲料水を効率よく配分する方法などについて検討する。
- (7) 食料は、各家庭において、最低3日間生活できる程度の備蓄を行う。
非常用持出品として、いつでも持ち出させるようにしておく。

食料は、「非常食3日分を含む、7日分」を用意する。

[アルファ米・缶詰・カンパン・カロリービスケット] など

[お米・食パン・乾麺(パスタ・そば・うどん・カップラーメン・お菓子) など

- (8) **飲料水は、「ひとり、1日3リットルを7日分」以上**を用意する。

3-2 給水・給食部の災害時の役割

- (1) 給水・給食部は、災害対策本部で情報を収集する。
- (2) 災害対策本部で情報を収集し、食料・飲料水の不足状況の把握・調達する。
- (3) 非常食が不足している場合は、炊き出し量、献立などの決定する。
- (4) 食料・飲料水の受給配分、及び運搬車両の確保する。
- (5) 在宅者の生活必需品が不足していないか、状況を把握する。
- (6) 特に避難行動要支援者の食料・物資は、不足すると生命に関わるので最優先で確保が必要です。

3-3 炊き出し（給食）の災害時の役割

- (1) 自主防災会長の了解を得て炊き出し（給食）設備の設営場所を決める。
 - ① 調理は、衛生的な場所で行う。
 - ② 水道・排水溝の近い場所など。
 - ③ 炊き出しの際には、余震に注意する。
 - ④ 火を使う場合には、飛び火に注意する
 - ⑤ 配給に当たっては、不公平にならないよう秩序の維持徹底に努める。
 - ⑥ 夏季は、食品の衛生管理に十分
 - ⑦ 食料を取り扱う場合は、アレルギーのある人に配慮する。
 - ⑧ 原則として、加熱するものとして、生ものはさける。
 - ⑨ 肉、魚などは、冷蔵保存する。
- (2) 炊き出しは、自主防災会内において活用できる資格・技能（調理士・栄養士など）を持った人材を「様式 4：人材台帳」から募り、栄養のバランスに注意します。
- (3) 炊き出しの際の火気の使用は、十分に気を付けましょう。

- (4) 炊き出し(給食)に必要な什器・食器類を準備する。
品目・数量などを「様式 7 : 防災資機材一覧表」で確認する。
- (5) 什器・食器類の衛生管理に注意をする。使い捨てが望ましい。
- (6) 食料・飲料水の種類、数量を「様式 6 : 食料・飲料水備蓄品一覧表」で把握する。
- (7) 食中毒を起こさないために、以下に注意する。
 - ① 調理は衛生的な場所で行う。
 - ② 原則として、加熱する物として、生ものはさける。
 - ③ 魚・肉類は、冷蔵保存する。

[発災直後 ～ 数時間後]

- (1) 班員は、災害対策本部で情報を収集し、炊き出し用品などの準備に着手する。
- (2) 班員は、区内で、水・食料、及び生活用品が不足していないか状況を把握する。
- (3) 毛布を必要とする場合は、区内で調達し、配給する。

[発災直後一日 ～ 数日後]

- (1) 食料不足に備え、炊き出し(給食)設備の設営場所を決める。
- (2) 炊き出し(給食)に必要な什器・食器類を準備する。
品目・数量などを「様式 7 : 防災資機材一覧表」で「年 1 回」は確認する。
 - ① 燃料 : 薪、カセットコンロ、プロパンガスなど
 - ② 調理器具 : なべ、フライパン、炊飯器など
 - ③ 調理用具 : 包丁、まな板、おたま、菜箸など
 - ④ 食器 : 皿、深皿、割り箸、スプーンなど
 - ⑤ 三角巾・洗剤・消毒液など。
- (3) 什器・食器類の衛生管理に注意する。
- (4) 支援物資の荷卸し・運搬について協力を呼びかける。
- (5) 支援物資の配給について方針を決める。

[発災直後一週間 ～ 数週間後]

- (1) 区内で不足している物資の状況を把握し、必要に応じて調達する。
- (2) 自宅で生活する住民の状況や要望を把握する。

【7】消火部の役割

第一・第二消火班は、自主防災会内において、地震をはじめとする災害が起こり、火災が発生した場合、初期消火や延焼防止の役割を担うこととする。

1. 消火部の構成

消火部は、部長(1名)、副部長(2名)のほか

- 「第一消火班」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3～4名)、
- 「第二消火班」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3～4名)、
で構成する。

2. 消火部組織図

2-1 消火部組織図

| 防災会役名 | 区役名 | 氏名 | T E L |
|-------|--------|----|------------|
| 部長 | 第1町内会長 | | 固定： 携帯： |
| 副部長 | | | 固定： 携帯： |

2-2 第一消火班組織図

| | | | |
|-----|--|--|------------|
| 班長 | | | 固定： 携帯： |
| 副班長 | | | 固定： 携帯： |
| 班員 | | | 固定： 携帯： |

| | | | |
|-----------------------------|-----|-------------|-----|
| 淀橋区自主防災会 活動班管理規定 | 改訂日 | 24年 01月 15日 | ページ |
| | 作成日 | 12年 02月 13日 | 28 |

2-3 第二消火班組織図

| | | | |
|-------|--|--|--------------|
| 班 長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 副 班 長 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |
| 班 員 | | | 固定 : 携帯 : |

3. 消火部の役割

3-1 第一・第二消火班の平常時の役割

- (1) 消火器の点検、更新。
 - ① 区内消火器の配置図の作成、備え付けを町内会長と行う。
 - ② 消火器の使い方、及び点検・整備。毎年11月に実施する。
 - ・ 本体の変形、損傷、腐食などがないか、安全栓やホースが外れていないか。
 - ・ 消火薬剤の漏れや固形していないかなど(10年で交換するのが望ましい)。
 - ・ 蓄圧式消火器の指示圧力計の指針が「**緑色範囲の下限**」に下がっていないか。
- (2) 消火器による消火訓練を「**毎年8月**」に実施する。
- (3) 可搬式ポンプの機能点検・整備、及び操作法を習熟する。
- (4) 可搬式ポンプでの消火訓練。

消火員(筒先)2名、可搬式ポンプ操作員1名、指揮者(放水の合図)1名、連絡員(指揮者の指示を連絡する)1名、予備員1名。
- (5) 消防水利図の作成、備え付け(消火栓・防水貯水槽)。
 - ① 消火栓・防水貯水槽は、いつでも蓋を開けることができる準備をしておく。
 - ② 小・中学校のプールについては、施設管理者と連携しておく。
- (6) 火災予防運動などで防火意識の向上に努め、日頃から出火防止に心がける。
- (7) 消火用資機材の使用法、及び消火技術を習得する。
- (8) 防災器具倉庫、消火用備品の点検・管理。

品目・数量などを「**様式 7 : 防災資機材一覧表**」で確認する。
- (9) 小型発電機の点検・整備。(**毎年、5月**) に実施する。

3 - 2 第一・第二消火班の災害時の役割

- (1) 災害発生時の消火活動、災害対応活動。
- (2) 周辺の被災状況を確認するとともに出火しないよう近隣に呼び掛ける。
- (3) 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど、初期消火に使用する
防災資機材を準備する。
- (4) 消防水利の確保。
- (5) 災害現場付近の交通整理。
- (6) 消火部員は、災害対策本部に参集する。
- (7) 交通安全淀橋分会及、び区推薦交通指導員への協力要請。

[発災直後]

- (1) 地震などによる災害が発生した場合、班員は周辺の被害状況を確認するとともに
出火しないように近隣に呼びかける。
- (3) 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど初期消火に使用する資機材や
防災用品を準備する。
- (4) 火災を予見した場合は、直ちに初期消火の準備をする。
- (5) 火災を確認した場合は、直ちに初期消火を行うとともに周辺の住民に
動員を呼びかける。
- (6) 初期消火に当たっては、最寄の消火器を活用する。
- (7) 火災が発生した旨を災害対策本部に伝達する。
- (8) 消火活動に必要な人員を災害対策本部に要請して確保する。
- (9) 消火活動に携わる場合場合は、怪我に注意する。
- (10) 消火活動で、風下で作業すると熱や煙に巻き込まれたため、風上に位置をとる。
- (11) 同時に複数の出火を想定しておく。

[発災直後 ~ 数時間後]

- (1) 初期消火ができなかった場合は、延焼防止を行う。
- (2) 延焼防止を行う場合、風向きを確認する。
- (3) 可搬ポンプの利用が可能な場合は、防災倉庫より、出動させる。
- (4) 初期消火に当たっては、最寄の消火栓・防水貯水槽、及び小・中学校の
プール・河川などの水利を活用する。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

24年 01月 15日

ページ

作成日

12年 02月 13日

30

(5) 延焼防止。

- ① 最初の出火を止めることが出来なかった場合には、隣接する建物などに延焼しないよう、初期消火と同様の活動に当たる。
- ② 延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡し、風下の地域を中心に避難誘導を呼び掛ける。
- ③ 消火活動に必要な人員を区民や災害対策本部に要請して確保する。
- ④ 新たな火災が発生しないかどうか待機して、情報を収集に努める。

(6) 交通安全淀橋分会への協力要請をする。

[発災1日 ～ 数日後]

- (1) 新たな火災が発生しないか待機して情報収集に努める。
- (2) 使用した防災器具倉庫、消火用備品の片付けや補充する。
品目・数量などを「**様式 7 : 防災資機材一覧表**」で確認する。
- (3) 班員は、停電後に電気が復旧した際に起きる、「**通電火災**」による出火に区民に注意喚起する。

【 8 】 自主防災会様式一覧

- (1) 被害状況報告書 : 様式 1
- (2) 避難状況報告書 : 様式 2
- (3) 区民名簿 : 様式 3 (区が毎年、作成する区民名簿を流用する) 。
- (4) 人材台帳 : 様式 4
(現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、
看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチャー無線資格者など。
- (5) 避難行動要支援者登録台帳 : 様式 5
- (6) 食料・飲料水備蓄品一覧表 : 様式 6
- (7) 防災資機材一覧表 : 様式 7
- (8) 緊急時連絡先一覧表 : 様式 8
- (9) 救急医療用備蓄品一覧表 : 様式 9

【 9 】 活動班管理規定の見直し

- (1) 定期による見直し ~ 年 1 回 (5 月) 行う。
- (2) 臨時による見直し ~ 必要に応じて見直し (改訂) を行う。